

令和 年度 **物品貸出票** (月 日 申し込み) (2024年4月 改訂)
広島市青少年野外活動センター

団体名	担当者	電話
	人	

炊飯用具		貸出日時	月	日	時	分	～	返納日時	月	日	時	分
品名		貸出希望個数		変更(/)		めやす						
食器(さら)						3枚/人						
炊飯用なべ(8合)						10人/個						
まな板 (貸出上限35枚/1炊飯場)	板状タイプ					1枚/班						
	シート状タイプ					1枚/班						
大なべ(13 ^{リットル})						10人/個						
やかん(5 ^{リットル})						10人/個						
バケツ(8 ^{リットル})						10人/個						
バット(角盆)						6人/個						
包丁						6人/本						
飯しゃもじ												
かねじゃくし												
山なた(まきわり用)						必要最小限						
食器かご						10人/個						
手打ちうどんセット						10人/個						

炊飯・焼き杉用まき		めやす			1回の炊飯につき、 6～7人で1束程度		
日時	月	日	月	日	月	日	まき総数
朝		東		東		東	東
昼		東		東		東	
夕		東		東		東	
焼き杉用		東		東		東	東
計		東		東		東	東

ファイヤー材		月	日
まき			束
台木			本
めやす 100人2時間で台木4本、まき15束			
灯油			リットル
めやす 多数のロード缶等を使用しない限り 1～2 リットル			
★ ファイヤーの準備で使用する「なた」は事務室でお貸しします。			

- ① 申し込まれた物品は、
 - 炊飯用具→炊飯時まで**物品庫前**に取りに来てください。
 - 炊飯用まき→炊飯時まで**炊飯場**に置いておきます。
 - ファイヤー材→14:00以降に、ファイヤー場または付近に置いておきます。

※ 使用した炊飯用具は、物品庫前に返却してください(9:00～16:00)。
※ 貸出物品は、利用団体名を確認してください。
- ② この貸出票は必ずコピーをとり、物品受け取りの際に数量の確認用に使用してください。
- ③ 炊飯終了後、余ったまき(最初の状態のまま)は返品できます。事務室までお知らせください。
- ④ 灯油の容器(灯油が残ったままでも構いません)は使用後に事務室へ返却してください。なお、残った灯油分の返金はできません。

その他当施設への要望事項

炊飯場

ファイヤー場

焼き杉

※職員記入欄につき記入しないでください。

★「記入忘れ」がないように。(記入された時刻までに用意します。)

令和6年度 物品貸出票

(5月 20日 申し込み) (2024年4月 改訂)
広島市青少年野外活動センター

団体名	野活小学校	127人	担当者	野活 花子	電話	835-1444
-----	-------	------	-----	-------	----	----------

炊飯用具		貸出日時	6月19日 13時00分		～ 返納日時	6月20日 10時00分	
品名		貸出希望個数		変更 (/)		めやす	
食器(さら)		381				3枚/人	
炊飯用なべ(8合)		13				10人/個	
まな板 (貸出上限35枚/1炊飯場)	板状タイプ	7				1枚/班	
	シート状タイプ	6				1枚/班	
大なべ(13 ^{リットル})		13				10人/個	
やかん(5 ^{リットル})		13				10人/個	
バケツ(8 ^{リットル})		13				10人/個	
バット(角盆)		26				6人/個	
包丁		26				6人/本	
飯しゃもじ		13					
かなじゃくし(おたま)		13					
山なた(まきわり用)		3				必要最小限	
食器かご		13				10人/個	
手打ちうどんセット		13				10人/個	

炊飯・焼き杉用まき		めやす		1回の炊飯につき、 6～7人で1束程度	
日時	6月19日	6月20日	月 日	まき総数	
朝	東	5		35 束	
昼	東				
夕	30 束	東	東		
焼き杉用	5 束	東	東	5 束	
計	35束	5束	束	40 束	

焼き杉等で
使用する薪
の数を記入

ファイヤー材	
6月20日	
まき	15 束
台木	4 本
めやす 100人2時間で台木4本、まき15束	
灯油	1 ^{リットル}
めやす 多数のロード缶等を使用しない限り 1～2 リットル	
★ ファイヤーの準備で使用する「なた」は事務室でお貸します。	

その他当施設への要望事項

炊飯場

ファイヤー場

焼き杉

※職員記入欄につき記入しないでください。

- ① 申し込まれた物品は、
 - 炊飯用具→炊飯時までに**物品庫前**に取りに来てください。
 - 炊飯用まき→炊飯時までに**炊飯場**に置いておきます。
 - ファイヤー材→14:00以降に、ファイヤー場または付近に置いておきます。

※ 使用した炊飯用具は、物品庫前に返却してください(9:00～16:00)。
※ 貸出物品は、利用団体名を確認してください。
- ② この貸出票は必ずコピーをとり、物品受け取りの際に数量の確認用に使用してください。
- ③ 炊飯終了後、余ったまき(最初の状態のまま)は返品できます。事務室までお知らせください。
- ④ 灯油の容器(灯油が残ったままでも構いません)は使用後に事務室へ返却してください。なお、残った灯油分の返金はできません。